

給与支払報告 にかかるとる給与所得者異動届出書

※ 市町村 処理事項	課長	室長	係長	係	

◎異動があった場合はすみやかに提出してください。

令和 年 月 日 喜茂別町長 様	特別徴収義務者 (給与支払者)	所在地	(郵便番号 -)						特別徴収義務者 指定番号			
		名称							宛名番号			
		代表者の 職氏名印	ⓐ						連絡者の 係及び 氏名並び にその 電話番号	係 氏名		
		法人番号							電話	() -		
給与所得者		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	徴収済月	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア-イ)	異動 年月日		異動の事由	異動後の 未徴収税額の徴収	退職年の1月から 退職時までの 給与支払額	備考	
フリガナ	旧姓 ()	円	月分 から 月分 まで	円	円	年	月	日	1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 長欠 5. 死亡 6. 会社解散 7. 住所誤報 8. 育児休業 9.	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (3.を選択した場 合は、一括徴収 できない理由欄 に○をしてくだ さい)	円 控除社会 保険料額 円	一括徴収 した税額は、 月分で 納入します。 納入年月日 年 月 日

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収額)を一括徴収する場合は、次の欄に記載してください。

一括徴収の理由	異動者印	給与又は退職手 当等の支払予定 月日	一括徴収予定額	合計 (上記(ウ)と同 額)	●退職者の未徴収税額について 1月1日から4月30日の間に退職した方の残税額は、退職 時に一括徴収することが義務付けられています。なお、上記 期間以外に退職された方についても、本人の了承を得て、な るべく一括徴収で納入くださるようお願いいたします。
1. 異動が 年12月31日までで申出が あったため (月 日申出)			円	円	
2. 異動が 年1月1日以後で特別徴収 の継続の希望がないため			円	円	
一括徴収できない理由			円	円	
1. 5月31日まで支払われる給与若しくは退職手当等がない ため又は未徴収税額より少ないため			円	円	
2. その他(理由:)			円	円	

◎転勤等による特別徴収届出書(左欄外の注意書きを参照してください。)

月割額 円を 月分から徴収し 納入する。	特別徴収義務者 (給与支払者)	所在地	(郵便番号 -)		特別徴収義務者 指定番号	新規 継続		
		フリガナ			法人番号			
		名称			連絡者の 係及び 氏名並び にその 電話番号	係 氏名		
		代表者の 職氏名印	ⓐ		電話	() -		
給与支払方法 及びその期日								

(ご注意)
一 下 支 二 一
月 段 払 者 転
※ 印 日 勤 宛
の 欄 在 等 名
は、 の 住 人 再
届 所 事 就 番
出 地 業 職 号
者 別 主 の 欄
に 課 徴 専 には
お 税 取 業 あり
い 出 合 特別
て 書 は、 徴
記 入 市 区 事 務 税 額
入 区 事 務 税 額
必 要 村 項 主 通
が 記 入 引 知 書
に 送 入 続 記
付 せ ば 載
ま せ ぬ 徴
さ さい。 収 入
帳 へ 新 記
の 勤 入 務
等 先 前 勤
必 要 回 務
の 付 先 願
手 続 続
き を 済 事
ま し た 務
う え で 給
与